

第3 計画推進のための基本的事項

1 計画の基本理念

障がい者基本計画に掲げる「障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指す」という理念のもと、障がいのある人がその有する能力および適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの提供その他の支援を行うこととします。

2 計画の基本方向

障がい者基本計画では、基本的人権の尊重を根底に置き、「地域生活支援体制の充実」「自立と社会参加の促進」「バリアフリー社会の実現」の3つの基本的な方向を掲げています。

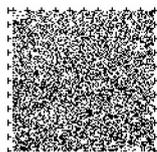
障がい福祉計画では、障がい者基本計画の基本的な方向を踏まえ、地域全体で障がいのある人の生活を支えていくため、前計画に掲げた次の3つの基本方向を引き継ぎ、その推進を図ることとします。

(1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別、程度にかかわらず、障がいのある人が自らの意思で住みたい場所を選び、必要な障がい福祉サービスやその他の支援を受けながら、自立し社会参加することができるよう、障がい福祉サービスの提供体制の確保を図ります。

(2) 3障がいに係る制度の一元化のもとでの総合的なサービス提供の推進

身体、知的および精神の障がい種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことを踏まえ、市は、障がい福祉サービスの実施主体として、立ち後れている精神障がいのある人に対するサービスの充実を図るとともに、北海道および南



渡島圏域の市町と連携しながら障がい福祉サービスの充実に努めます。

(3) 新たな課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整備するとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの確立をめざします。

